課 審 5 － 7
令和５年７月27日

行 政 文 書 開 示 決 定 通 知 書

渡部　友一郎　　様

国税庁長官　住澤　整

令和５年６月１日に請求されました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」といいます。）第９条第１項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

行政文書の名称	別紙のとおり
不開示とした部分とその理由	別紙のとおり

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に国税庁長官に対して、審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

● 開示の実施の方法等（裏面の説明事項をお読みください。）

１　開示の実施の方法等

開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示を実施することができます。

＜実施の方法＞写しの送付

なお、下表に記載した方法のうち開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法を選択することもできます。

行政文書の種類・数量等		開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書の全体について開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料
電磁的記録	Ａ４判文書 45枚	①用紙に出力したものの閲覧	100枚までごとにつき200円	200円	無　料
	Ａ４判文書 89ページ	②用紙に白黒で出力したものの交付	１ページにつき10円	890円	590円
	Ａ４判文書 89ページ	③用紙にカラーで出力したものの交付	１ページにつき20円	1,780円	1,480円
	CD-R１枚 ＰＤＦ文書 ７ファイル	④CD-Rに複写したものの交付	CD-R１枚につき100円に、１ファイルごとに210円を加えた額	1,570円	1,270円

(注) １　納付する開示実施手数料は、基本額（複数の開示の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）から開示請求手数料の額を控除した金額となります（当該基本額が開示請求手数料の額までの場合は無料となります。）。

２　この開示決定通知書の対象となる行政文書は、白黒とカラーが混在しております。それぞれに応じた写しの交付を希望される場合には、実施手数料が異なりますので、事前に情報公開窓口へ連絡してください。

２　窓口において開示を実施することができる日時、場所

日　　時	場　　所
令和５年８月１日（火）から 令和５年８月31日（木）まで（土・日・祝日を除く。） ９時30分から17時まで	国税庁総務課情報公開窓口

３　写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

日数　「開示の実施方法等申出書」が提出された日から１週間以内に発送予定

送付料　②③250円、④210円　　※　送付料については、郵便切手等を御使用ください。

(注)　窓口における開示の実施の際には、本通知書を御持参ください。
また、当日都合がつかない場合は、事前に情報公開窓口へ連絡してください。

――――――　裏面もご覧ください。

行政文書名、不開示部分及び不開示とした理由

順号	行政文書名	不開示部分	不開示とした理由
1	電話照会事案事績整理票	1枚目 「照会者」欄の「(連絡先)」の全て	当該不開示部分には、特定の個人の電話番号が記載されており、当該情報は、法第5条第1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから不開示とする。
		1枚目 右上記載の起案日 「整理番号」欄、「照会事項」欄、「照会要旨」欄及び「処理てん末」欄の一部 「照会者」欄の「(氏名)」、「対象者」欄、「受付年月日」欄及び「回答年月日」欄の全て 2枚目 左側の一部 右側の1行目の1文字目から11文字目まで及び14文字目から22文字目まで、2行目の全て、3行目の全て、4行目の1文字目から9文字目まで並びに6行目の8文字目から16文字目まで	当該不開示部分には、特定の法人等の名称、当該法人等が考案した特定商品の名称に関する情報及び当該法人等が行った照会に関する事項が記載されており、当該情報を公にした場合は、同業他社との競争関係において不利になるなど、当該法人等の権利競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。 また、国税当局が行う税務相談については、申告納税制度の下で、納税者の自発的な納税義務の履行を実現するための納税環境整備の一環として行っており、税務行政を適正かつ円滑に運営するために重要な役割を果たしているところ、当該情報を公にした場合、国税当局が税務相談を行った納税者(特定の法人等)の情報を明らかにすることとなるため、当該納税者と国税当局との信頼関係が損なわれ、納税者が税務相談を行うことを躊躇し、ひいては納税者の自発的な納税義務の履行の実現が困難となり、申告納税制度を基本とする税務行政の運営に支障を及ぼすおそれがある。 したがって、当該情報は法第5条第2号イ及び第6号柱書きの不開示情報に該当し、不開示とする。
		2枚目 右側の記より下部の全て 3枚目から7枚目まで ページ番号以外の全て	当該不開示部分には、特定の個人が作成した特定の法人に対する報告内容が記載されており、当該情報には事業を営む個人の当該事業に属する内容も含まれているものの、全体として特定個人の著作物であることから、法第5条第1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当し、同号ただし

順号	行政文書名	不開示部分	不開示とした理由
			書のいずれにも該当しない。 また、当該不開示部分には、特定の法人等の名称、当該法人が考案した特定商品の名称や取引スキームに関する情報が記載されており、当該情報を公にした場合は、同業他社との競争関係において不利になるなど、当該法人等の権利競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。 さらに、国税当局が行う税務相談については、申告納税制度の下で、納税者の自発的な納税義務の履行を実現するための納税環境整備の一環として行っており、税務行政を適正かつ円滑に運営するために重要な役割を果たしているところ、当該情報を公にした場合、国税当局が税務相談を行った納税者(特定の法人等)の情報を明らかにすることとなるため、当該納税者と国税当局との信頼関係が損なわれ、納税者が税務相談を行うことを躊躇し、ひいては納税者の自発的な納税義務の履行の実現が困難となり、申告納税制度を基本とする税務行政の運営に支障を及ぼすおそれがある。 したがって、当該情報は法第５条第１号、第２号イ及び第６号柱書きの不開示情報に該当し、不開示とする。 なお、特定個人の氏名等の個人識別部分を除いたとしても、一定の範囲の者からは、その他の記述から当該個人を特定することができるところ、その記載内容に照らせば、その内容が当該範囲の者に知られた場合、なお個人の権利利益を害するおそれがないとは言えないことから、法第６条第２項の規定によるこれ以上の部分開示をすることはできない。
2	電話照会事案事績整理票	１ページ目 右上記載の起案日 「整理番号」欄及び「回答年月日」欄の一部 「照会者」欄、「受付	当該不開示部分には、特定の法人の名称、当該法人が行った、又は行う予定の取引や契約等の当該法人が考案した取引スキームに関する具体的な情報及び当該法人が行った照会に関する事項が記載されており、当該情報を公にした場合は、同業他社との競

順号	行政文書名	不開示部分	不開示とした理由
			な納税義務の履行の実現が困難となり、申告納税制度を基本とする税務行政の運営に支障を及ぼすおそれがある。 したがって、当該情報は法第5条第2号イ及び第6号柱書きの不開示情報に該当し、不開示とする。
4	電話照会事案事績整理票	1枚目及び2枚目 右上記載の起案日 「整理番号」欄、「照会要旨」欄及び「庁」欄の一部 「照会者」欄及び「受付年月日」欄の全て 3枚目から6枚目まで 「検討内容」欄の一部	当該不開示部分には、特定の法人の名称、当該法人が行った、又は行う予定の取引や契約等の当該法人が考案した取引スキームに関する具体的な情報及び当該法人の照会に関する事項が記載されており、当該情報を公にした場合は、同業他社との競争関係において不利になるなど、当該法人等の権利競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。 また、国税当局が行う税務相談については、申告納税制度の下で、納税者の自発的な納税義務の履行を実現するための納税環境整備の一環として行っており、税務行政を適正かつ円滑に運営するために重要な役割を果たしているところ、当該情報を公にした場合、国税当局が税務相談を行った納税者(特定の法人)の情報を明らかにすることとなるため、当該納税者と国税当局との信頼関係が損なわれ、納税者が税務相談を行うことを躊躇し、ひいては納税者の自発的な納税義務の履行の実現が困難となり、申告納税制度を基本とする税務行政の運営に支障を及ぼすおそれがある。 したがって、当該情報は法第5条第2号イ及び第6号柱書きの不開示情報に該当し、不開示とする。
5	事前照会事案・事績整理票	1ページ目 「名称等」欄に係る「(照会者)」及び「(役職等)」の全て	当該不開示部分には、特定の個人の勤務先、氏名及び役職が記載されており、当該情報は、法第5条第1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから不開示とする。
		1ページ目	当該不開示部分には、特定の法人等の名

順号	行政文書名	不開示部分	不開示とした理由
		年月日」欄及び「照会要旨」欄の全て ２ページ目 「回答要旨」欄の全て	争関係において不利になるなど、当該法人等の権利競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。 また、国税当局が行う税務相談については、申告納税制度の下で、納税者の自発的な納税義務の履行を実現するための納税環境整備の一環として行っており、税務行政を適正かつ円滑に運営するために重要な役割を果たしているところ、当該情報を公にした場合、国税当局が税務相談を行った納税者（特定の法人）の情報を明らかにすることとなるため、当該納税者と国税当局との信頼関係が損なわれ、納税者が税務相談を行うことを躊躇し、ひいては納税者の自発的な納税義務の履行の実現が困難となり、申告納税制度を基本とする税務行政の運営に支障を及ぼすおそれがある。 したがって、当該情報は法第５条第２号イ及び第６号柱書きの不開示情報に該当し、不開示とする。
3	電話照会事案事績整理票	１ページ目 右上記載の起案日 「整理番号」欄の一部 「照会者」欄、「受付年月日」欄、「回答年月日」欄、「照会要旨」欄及び「回答要旨」欄の全て ２ページ目から６ページ目まで 「検討内容」欄の全て	当該不開示部分には、特定の法人の名称、当該法人が行った、又は行う予定の取引や契約等の当該法人が考案した取引スキームに関する具体的な情報及び当該法人等が行った照会に関する事項が記載されており、当該情報を公にした場合は、同業他社との競争関係において不利になるなど、当該法人等の権利競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。 また、国税当局が行う税務相談については、申告納税制度の下で、納税者の自発的な納税義務の履行を実現するための納税環境整備の一環として行っており、税務行政を適正かつ円滑に運営するために重要な役割を果たしているところ、当該情報を公にした場合、国税当局が税務相談を行った納税者（特定の法人）の情報を明らかにすることとなるため、当該納税者と国税当局との信頼関係が損なわれ、納税者が税務相談を行うことを躊躇し、ひいては納税者の自発的

順号	行政文書名	不開示部分	不開示とした理由
		「起案日」欄、「決裁日」欄及び「照会年月日」欄の全て 「編てつ番号」欄及び「照会要旨」欄の一部 「名称等」欄に係る「(照会者)」の1行目の全て及び2行目1文字目から7文字目まで並びに「(役職等)」及び「(連絡先)」の全て 2ページ目 「特記事項」欄及び「署指示」欄の一部 「処理年月日」欄の全て 3ページ目から6ページ目まで及び9ページ目から11ページ目まで 「検討内容」欄の一部	称等、当該法人が行った、又は行う予定の取引や契約等の当該法人が考案した取引スキームに関する具体的な情報及び当該法人等が行った照会に関する事項が記載されており、当該情報を公にした場合は、同業他社との競争関係において不利になるなど、当該法人等の権利競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。 また、国税当局が行う税務相談については、申告納税制度の下で、納税者の自発的な納税義務の履行を実現するための納税環境整備の一環として行っており、税務行政を適正かつ円滑に運営するために重要な役割を果たしているところ、当該情報を公にした場合、国税当局が税務相談を行った納税者(特定の法人等)の情報を明らかにすることとなるため、当該納税者と国税当局との信頼関係が損なわれ、納税者が税務相談を行うことを躊躇し、ひいては納税者の自発的な納税義務の履行の実現が困難となり、申告納税制度を基本とする税務行政の運営に支障を及ぼすおそれがある。 したがって、当該情報は法第5条第2号イ及び第6号柱書きの不開示情報に該当し、不開示とする。
6	文書回答等を行う事前照会の事績整理票	1ページ目 「局名担当者」欄の「内線」の全て	当該不開示部分には、国税局担当者の内線番号が記載されており、当該情報は、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、いたずら等に使用されるおそれがあり、通常業務に必要な連絡、緊急の連絡、外部との連絡等に支障を及ぼすなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 したがって、当該情報は法第5条第6号柱書きの不開示情報に該当し、不開示とする。
		1ページ目 「照会者」欄の「(照会者名)」及び「(役	当該不開示部分には、特定の個人の勤務先、役職及び氏名が記載されており、当該情報は、法第5条第1号本文前段の個人に関

順号	行政文書名	不開示部分	不開示とした理由
		職等)」の全て	する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから不開示とする。
		1ページ目 右上記載の起案日 「整理番号」欄及び「事実関係（概要)」欄の一部 「照会者」欄の「(照会者名)」及び「(役職等)」並びに「照会年月日」欄及び「審査開始日」欄の全て 3ページ目から9ページ目まで 「検討内容」欄の一部 12ページ目 別添≪概要図≫の一部	当該不開示部分には、特定の法人の名称等、当該法人が行った、又は行う予定の取引や契約等の当該法人が考案した取引スキームに関する具体的な情報及び当該法人が行った照会に関する事項が記載されており、当該情報を公にした場合は、同業他社との競争関係において不利になるなど、当該法人等の権利競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。 また、国税当局が行う税務相談については、申告納税制度の下で、納税者の自発的な納税義務の履行を実現するための納税環境整備の一環として行っており、税務行政を適正かつ円滑に運営するために重要な役割を果たしているところ、当該情報を公にした場合、国税当局が税務相談を行った納税者(特定の法人)の情報を明らかにすることとなるため、当該納税者と国税当局との信頼関係が損なわれ、納税者が税務相談を行うことを躊躇し、ひいては納税者の自発的な納税義務の履行の実現が困難となり、申告納税制度を基本とする税務行政の運営に支障を及ぼすおそれがある。 したがって、当該情報は法第5条第2号イ及び第6号柱書きの不開示情報に該当し、不開示とする。
7	電話照会事案事績整理票	1ページ目 「照会者」欄の1行目及び2行目	当該不開示部分には、特定の個人の勤務先、所属及び氏名が記載されており、当該情報は、法第5条第1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから不開示とする。
		1ページ目 右上記載の起案日 「整理番号」欄の一	当該不開示部分には、特定の法人等の名称、当該法人が行った、又は行う予定の取引や契約等の当該法人が考案した取引スキー

順号	行政文書名	不開示部分	不開示とした理由
		部 「照会者」欄の1行目の全て、2行目1文字目から11文字目まで及び3行目の全て 「受付年月日」欄及び「回答年月日」欄の全て 1ページ目及び2ページ目 「照会要旨」欄の一部 2ページ目 「庁」欄の一部 3ページ目から12ページ目まで 「検討内容」欄の一部	ムに関する具体的な情報及び当該法人等が行った照会に関する事項が記載されており、当該情報を公にした場合は、同業他社との競争関係において不利になるなど、当該法人等の権利競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。 　また、国税当局が行う税務相談については、申告納税制度の下で、納税者の自発的な納税義務の履行を実現するための納税環境整備の一環として行っており、税務行政を適正かつ円滑に運営するために重要な役割を果たしているところ、当該情報を公にした場合、国税当局が税務相談を行った納税者（特定の法人等）の情報を明らかにすることとなるため、当該納税者と国税当局との信頼関係が損なわれ、納税者が税務相談を行うことを躊躇し、ひいては納税者の自発的な納税義務の履行の実現が困難となり、申告納税制度を基本とする税務行政の運営に支障を及ぼすおそれがある。 　したがって、当該情報は法第5条第2号イ及び第6号柱書きの不開示情報に該当し、不開示とする。